

土岐市公共施設動画モニター事業を実施する事業者選定委員会の設置について

1. 委員会の名称

土岐市公共施設動画モニター事業を実施する事業者選定委員会

2. 委員の構成

本事業者選定委員会の委員は、総務部長、総合政策課長、総務課長、管財課長、まちづくり推進課長、市民課長、産業振興課長の7名で構成し、委員長を総務部長、副委員長を総合政策課長とする。

3. 事業者選定の方法

提出された企画提案書とヒアリングにより、下記の審査項目について各審査委員において採点した合計得点で事業者を順位付けし1位獲得数の多い事業者とする。1位獲得数が同数となった場合は、同数となった事業者の中から総得点が多い事業者1者を選定する。それでも決まらない場合は、委員長の決するところによる。

○審査項目

項目	評価の観点	配点
提案金額	市に支払う動画モニター設置料及び電気料の金額の妥当性があるか。	10点
企画力	本業務の目的、内容を理解し、募集要項に沿った内容となっているか。	5点
	番組構成、運用フロー等の企画提案内容が充実しているか。	5点
	募集要項に明示していない事項で、専門的知識や自由な発想を活かした提案がなされているか。	5点
実現性	企画提案内容が確実に実行できるか。(類似業務実績や見本から遂行能力を評価する。)	5点
信頼性	メンテナンス体制、広告主の募集体制、問い合わせ・苦情等への対応体制などは充実しているか。	5点

4. 事業者選定委員会の開催

開催日 平成29年12月12日(火)